



いつもお世話になっております。事務所だよりの9月号をお届けしますので、ご査収下さいようお願い申し上げます。

この10月から老人医療費(70歳以上)の自己負担額が所得の高い方について1割から3割に上げられます。また乳幼児医療(6歳まで)の負担もお父さんの給与が700万近くある方は、助成金が無しになります。「いい加減にしてくれ」といいたいところです。

## 今回は、パートさんの所得税・住民税・社会保険の扶養と課税についてみてみます。

所得税では年間収入103万円以下が扶養の範囲です。課税最低限は各人の控除によって異なります。下表を参考にしてください。

社会保険で扶養になれるのは130万円以下・60歳以上の方は180万円以下です。

**パートで働く従業員さんは18年1月から12月までにもらう給与を集計してみてください**

あなたの年間給与合計 1月から12月	あなたの所得税・住民税の扱い	あなたの社会保険等(健康保険・厚生年金)の扱い
98万円以下	あなたは配偶者または親の扶養になれる、税金もかからない あなたの税負担 0円	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる あなたの社会保険等負担 0円
98万円超 103万円以下	あなたは配偶者または親の扶養になれる	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる
103万円超 130万円未満	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間0円から2万円程かかる あなたは住民税が年間0円から1万数千円かかる あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ配偶者特別控除がある	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれる
130万円以上 141万円未満	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間2万円から3万円程かかる あなたは住民税が年間1万数千円から2万円程かかる あなたの配偶者は、あなたの収入金額に応じ配偶者特別控除がある あなたの税負担 3万数千円～5万円程	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれない あなたは国民年金に加入する事になる(年間15万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間5万円以上の負担)
141万円以上	あなたは配偶者または親の扶養になれない あなたは所得税が年間3万円以上かかる あなたは住民税が年間2万円以上かかる あなたの配偶者は、配偶者特別控除が受けられない	あなたの配偶者または親が社会保険なら、社会保険の扶養になれない あなたは国民年金に加入する事になる(年間15万円以上の負担) あなたは国民健康保険に加入する事になる(年間8万円以上の負担)

### ご主人の所得控除は、パートで働く奥さんの収入に応じて下表の様に変わります

あなたの給料合計	配偶者控除	配偶者特別控除
103万以下	38万円	0万円
103万超 105万未満	0万円	38万円
105万以上 110万未満	0万円	36万円
110万 115万	0万円	31万円
115万 120万	0万円	26万円
120万 125万	0万円	21万円
125万 130万	0万円	16万円
130万 135万	0万円	11万円
135万 140万	0万円	6万円
140万 141万	0万円	3万円
141万	0万円	0万円